

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進 に係る検討会 開催要綱

第1 趣旨

現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」とするとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化が加速化されることとなっている。

情報システムの標準化によって、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、各自治体において、標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要である。

本検討会では、こうしたシステム標準化を契機として、地方自治体が取り組むデジタルトランスフォーメーション（以下、検討会の名称を除き「DX」とする。）の推進方策に係る検討を行うものである。

第2 名称

本検討会の名称は、「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」とする。

第3 主な検討事項

- 1 自治体DX推進の基本的方向性（自治体DX推進の意義、国の議論、重点的に取り組むテーマ、期間）
- 2 自治体DXの進め方（首長の役割、推進体制の確立、計画的な取組みの方策 など）
- 3 テーマごとの取組と手順（システム標準化・行政手続オンライン化・AI・RPAの活用 など）
- 4 自治体に対する支援（自治体DX推進のための国による基盤提供を含む）
※ 上記の他、自治体DX推進に関する諸課題について検討する。

第4 構成及び運営

- 1 本検討会の構成員は、別添のとおりとする。
- 2 本検討会に座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長は、必要に応じて、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加する

ことができる。

- 5 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることとする。

第5 ワーキンググループ

- 1 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- 3 ワーキンググループに主査を1人置く。主査は本検討会の構成員の中から座長が指名する。
- 4 ワーキンググループの行う調査・検討の内容については、適宜、本検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

第6 議事・資料等の扱い

- 1 本検討会は、原則として非公開とする。
- 2 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

第7 その他

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。